

じゅうようじ こうせつめいしょ

重要事項説明書

ち い き み っ ち ゃ く が た つ う し ょ か い ご

地域密着型通所介護

あなた（又はあなたの家族）が利用しようと考えている指定地域密着型通所

介護サービスについて、契約を締結する前に知っておいていただきたい内容を、

説明いたします。わからないこと、わかりにくいことがあれば、遠慮なく質問

をしてください。

この「重要事項説明書」は、「大阪市指定地域密着型サービスの事業の人員、
設備及び運営に関する基準等を定める条例（平成25年大阪市条例第27号）」
の規定に基づき、指定地域密着型通所介護サービス提供契約締結に際して、
ご注意ください。を説明するものです。

1 指定通所介護サービスを提供する事業者について

事業者名称	医療法人 菜の花会
代表者氏名	山寺 慎一
本社所在地 (連絡先及び電話番号等)	大阪府大阪市生野区勝山北二丁目11番22号 TEL 06 (6716) 7087 Fax 06 (6716) 7088
法人設立年月日	1994年12月16日

2 利用者に対するサービス提供を実施する事業所について

(1) 事業所の所在地等

事業所名称	よりあい処菜の花
介護保険指定 事業所番号	おおさかししていじぎょうしょばんごう 大阪市指定事業所番号 2792200632
事業所所在地	おおさかしいくのくかつやまきたちやうめばんごう 大阪市生野区勝山北二丁目11番22号
連絡先 相談担当者名	TEL 06 (6716) 7055 FAX 06 (6716) 7089 (管理者) 谷向 千鶴
事業所の通常の 事業の実施地域	おおさかしいくのく てんのうじく 大阪市生野区 天王寺区
利用定員	1日10名

(2) 事業の目的及び運営の方針

事業の目的	とうじぎょうしょ ようかいごじょうたい こうれいしゃ たい てきせつ ちいき 当事業所は要介護状態にある高齢者に対し、適切な地域 みつちやくがたつうしょかい ご ていきやう きよたくせいかつ しえん 密着型通所介護を提供することで、居宅生活を支援するこ もくてき とを目的とする。
運営の方針	とうじぎょうしょ じゆうぎょうしゃ ようかいご しんしん じょうきやう ゆう のうりよく 当事業所の従業者は、要介護の心身の状況や有する能力を はあく りやうしゃ がのう かぎ きよたく みずか も のうりよく 把握し、利用者が可能な限り居宅において自ら持つ能力に おう じりつ にちじょうせいかつ いとな ひつやう 応じて自立した日常生活が営むことができるよう、必要な せいかつじやう せわ およ き のうくねん おこな りやうしゃ 生活上のお世話及び機能訓練を行うことにより、利用者の こりつ かいしやう しんしん き のういじ りやうしゃ かぞく しんたいてき せいしんてき 孤立の解消、心身の機能維持、利用者・家族の身体的、精神的 ふたん けいげん 負担の軽減をはかる。

(3) 事業所窓口の営業日及び営業時間

えいぎょうび 営業日	げつようび きんようび 月曜日～金曜日 （12月30日～1月3日は休み）
えいぎょうじかん 営業時間	ごぜんじふん ごごじふん 午前8時45分～午後5時15分

(4) サービス提供時間

ていきょうじつ サービス提供日	げつようび きんようび 月曜日～金曜日 （12月30日～1月3日は休み）
ていきょうじかん サービス提供時間	ごぜんじ ごごじ 午前9時～午後5時
えんちょう 延長	ていきょうまえ ごぜんじ ごぜんじ 提供前 午前6時～午前8時
ていきょうじかん サービス提供時間	ていきょうご ごごじ ごごじ 提供後 午後6時～午後8時

(5) 事業所の職員体制

かんりしゃ 管理者	しめい たにさき ちづる (氏名) 谷向 千鶴
--------------	----------------------------

しよく 職	しよく むないよう 職務内容	じんいんすう 人員数
かんりしゃ 管理者	<p>1 従業者の管理及び利用申込に係る調整、業務の実施状況の把握その他の管理を一元的に行います。</p> <p>2 従業者に、法令等の規定を遵守させるため必要な指揮命令を行います。</p> <p>3 利用者の心身の状況、希望及びその置かれている環境を踏まえて機能訓練等の目標、当該目標を達成するための具体的なサービスの内容等を記載した通所介護計画を作成するとともに利用者等への説明を行い、同意を得ます。</p> <p>4 利用者へ地域密着型通所介護計画を交付します。</p> <p>5 指定通所介護の実施状況の把握及び通所介護計画の変更を行います。</p>	<p>じょうきん 常勤</p> <p>1 名</p>
せいかつ 生活 そうだんいん 相談員	<p>1 利用者がその有する能力に応じた自立した日常生活を営むことができるよう、生活指導及び入浴、排せつ、食事等の介護に関する相談及び援助などを行います。</p> <p>2 それぞれの利用者について、通所介護計画に従ったサービスの実施状況及び目標の達成状況の記録を行います。</p>	<p>じょうきん 常勤</p> <p>1 名</p>
かいご 介護 しよくいん 職員	<p>1 地域密着型通所介護計画に基づき、必要な日常生活上の世話及び介護を行います。</p>	<p>じょうきん 常勤</p> <p>1 名</p> <p>ひじょうきん 非常勤</p> <p>5 名</p>

<p>きのう 機能 くんれん 訓練 しどういん 指導員</p>	<p>ち いき みつちやくがたつうしょ かいご けいかく もと りようしゃ 1 地域密着型通所介護計画に基づき、その利用者 か のう かぎ きよたく ゆう が可能な限りその居宅において、その有する のうりよく おう じ りつ にちじょうせいかつ いとな 能力に応じ自立した日常生活を営むことがで きるよう、機能訓練を行います。</p>	<p>ひじょうきん 非常勤 2 名 めい</p>
<p>そうげい 送迎 うんてんしゆ 運転手</p>	<p>じたく げんかんまえ あいだ あんぜん 1 ご自宅玄関前からデイサービスの間を安全に そうげい 送迎いたします。</p>	<p>ひじょうきん 非常勤 1 名 めい</p>

3 提供するサービスの内容及び費用について

(1) 提供するサービスの内容について

<p>サービス区分と しゅるい 種類</p>	<p>サービスの内容</p>
<p>ち い きみつちやくがたつうしょ 地域密着型通所 かい ごけいかく さくせい 介護計画の作成</p>	<p>りようしゃ かか きよたく かい ごし えん じぎようしゃ さくせい きよたく 1 利用者に係る居宅介護支援事業者が作成した居宅 けいかく もと りようしゃ い こう サービス計画(ケアプラン)に基づき、利用者の意向 しんしん じょうきようとう おこな えんじよ や心身の状況等のアセスメントを行い、援助の もくひよう おう ぐ たいてき ないよう さだ つうしょ 目標に応じて具体的なサービス内容を定めた通所 かいご けいかく さくせい 介護計画を作成します。 ちいき みつちやくがたつうしょ かいご けいかく さくせい あ 2 地域密着型通所介護計画の作成に当たっては、その ないよう りようしゃ また かぞく たい せつめい 内容について利用者又はその家族に対して説明し、 りようしゃ どうい え 利用者の同意を得ます。 ち い きみつちやくがたつうしょ かい ごけいかく ないよう りようしゃ 3 地域密着型通所介護計画の内容について、利用者の どうい え ち い きみつちやくがたつうしょ かい ごけいかく しょ 同意を得たときは、地域密着型通所介護計画書を りようしゃ こうふ 利用者に交付します。 りようしゃ ち い き みつちやくがたつうしょ かいご 4 それぞれの利用者について、地域密着型通所介護 けいかく したが じっし じょうきようおよ もくひよう たつせい 計画に従ったサービスの実施状況及び目標の達成 じょうきよう きろく おこな 状況の記録を行います。</p>

<p>りようしやきよたく 利用者居宅への そうげい 送迎</p>	<p>じぎようしや ほゆう じどうしや りようしや きよたく 事業者が保有する自動車により、利用者の居宅と じぎようしよ あいだ そうげい おこな 事業所までの間の送迎を行います。 どうろ せま じじよう じどうしや ただし、道路が狭いなどの事情により、自動車による そうげい こんなん ばあい くるま また ほこうかいじよ そうげい 送迎が困難な場合は、車いす又は歩行介助により送迎 おこな を行うことがあります。</p>
<p>にちじよう 日常 せいかつじよう 生活上の せわ 世話</p>	<p>しよくじ 食事の ていきよう 提供 およ 及び かいじよ 介助 しよくじ ていきようおよ かいじよ ひつよう りようしや たい かいじよ 食事の提供及び介助が必要な利用者に対して、介助を おこな 行います。 えん げこんなんしや しょく りゆうどうしょくとう ていきよう また嚙下困難者のためのきざみ食、流動食等の提供を おこな 行います。</p>
	<p>にゆうよく 入浴の ていきよう 提供 およ 及び かいじよ 介助 にゆうよく ていきようおよ よかいじよ ひつよう りようしや たい にゆうよく 入浴の提供及び介助が必要な利用者に対して、入浴 ぜんしんよく ぶぶんよく かいじよ せいしき からだ ふ せんぱつ (全身浴・部分浴)の介助や清拭(身体を拭く)、洗髪 おこな などを行います。</p>
	<p>はい 排せつ かいじよ 介助 かいじよ ひつよう りようしや たい はいせつ かいじよ こうかん 介助が必要な利用者に対して、排泄の介助、おむつ交換 おこな を行います。</p>
	<p>こうい 更衣 かいじよ 介助 かいじよ ひつよう りようしや たい うわぎ したぎ こうい かいじよ 介助が必要な利用者に対して、上着、下着の更衣の介助 おこな を行います。</p>
	<p>いどう 移動・ いじよう 移乗 かいじよ 介助 かいじよ ひつよう りようしや たい しつない い どう くるま 介助が必要な利用者に対して、室内の移動、車いすへ いじよう かいじよ おこな 移乗の介助を行います。</p>
	<p>ふくやく 服薬 かいじよ 介助 かいじよ ひつよう りようしや たい はいざい くすり かくにん 介助が必要な利用者に対して、配剤された薬の確認、 ふくやく てつだ ふくやく かくにん おこな 服薬のお手伝い、服薬の確認を行います。</p>
<p>きのうくんれん 機能訓練 にちじよう 日常 せいかつ 生活 どうさ 動作を つう 通じた くんれん 訓練</p>	<p>りようしや のうりよく おう しよくじ にゆうよく はい こうい 利用者の能力に応じて、食事、入浴、排せつ、更衣な にちじようせいかつどうさ つう くんれん おこな どの日常生活動作を通じた訓練を行います。</p>

	レクリエーションを通じた訓練	利用者の能力に応じて、集団的に行うレクリエーションや歌唱、体操などを通じた訓練を行います。
その他	創作活動など	利用者の選択に基づき、趣味・趣向に応じた創作活動等の場を提供します。
特別なサービス (利用者に対するアセスメントの結果、必要と認められる場合に提供します。)	個別機能訓練	個々の利用者の状態に適切に対応する観点から、個別の機能訓練実施計画を策定し、これに基づきサービス提供をおこないます。
	口腔・栄養スクリーニング	栄養状態について確認を行い、その情報を介護支援専門員に提供します。

(2) 地域密着型通所介護従業者の禁止行為

地域密着型通所介護従業者はサービスの提供に当たって、次の行為は行いません。

- ① 医療行為（ただし、看護職員、機能訓練指導員が行う診療の補助行為を除く。）
- ② 利用者又は家族の金銭、預貯金通帳、証書、書類などの預かり
- ③ 利用者又は家族からの金銭、物品、飲食の授受

④ 身体拘束その他利用者の行動を制限する行為（利用者又は第三者等の

生命や身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除く）

⑤ その他利用者又は家族等に対して行なう宗教活動、政治活動、営利活動、

その他迷惑行為

(3) 提供するサービスの利用料、利用者負担額（介護保険を適用する場合）について

サービス 提供 時間数	3時間以上 4時間未満		4時間以上 5時間未満		5時間以上 6時間未満	
	利用料 (1日当たり)	利用者 負担額 (1日当たり)	利用料 (1日当たり)	利用者 負担額 (1日当たり)	利用料 (1日当たり)	利用者 負担額 (1日当たり)
要介護1	4459円	446円	4673円	468円	7043円	705円
要介護2	5124円	513円	5370円	537円	8318円	832円
要介護3	5788円	579円	6067円	607円	9605円	961円
要介護4	6432円	644円	6742円	675円	10859円	1086円
要介護5	7107円	711円	7450円	745円	12156円	1216円

サービス 提供 時間数	6時間以上 7時間未満		7時間以上 8時間未満		8時間以上 9時間未満	
	利用料 (1日当たり)	利用者 負担額 (1日当たり)	利用料 (1日当たり)	利用者 負担額 (1日当たり)	利用料 (1日当たり)	利用者 負担額 (1日当たり)
要介護1	7268円	727円	8072円	808円	8393円	840円
要介護2	8586円	859円	9540円	954円	9916円	992円
要介護3	9916円	992円	11063円	1107円	11491円	1150円
要介護4	11245円	1125円	12563円	1257円	13078円	1308円
要介護5	12563円	1257円	14064円	1407円	14632円	1464円

※サービス提供時間数は、実際にサービス提供に要した時間ではなく居宅サービス計画及び通所介護計画に位置付けられた時間数（計画時間数）によるものとしますが、利用者の希望又は心身の状況等により、あるサービス提供日における所要時間がやむをえず短くなった場合には、計画上のサービス提供時間数に応じた利用料となります。（「やむを得ず短くなった場合には利用者の心身の状況に加えて、降雪等の急な気象状況の悪化等により、利用者宅と事業所間の送迎に平時よりも時間を要した場合も該当する）。なお、計画上の所要時間よりも大きく短縮する場合には、地域密着型通所介護計画を変更の上、変更後の所要時間に応じた利用料となります。

※利用者の希望又は心身の状況等によりサービスを中止した場合で、計画時間数とサービス提供時間数が大幅に異なる（1～2時間程度の利用）場合は、当日の利用はキャンセル扱いとし、利用料はいただきません。

※8時間以上9時間未満のサービス提供を行う場合で、その提供の前後に引き続き日常生活上の世話をを行った場合は、延長加算として通算時間が9時間以上10時間までは利用料536円（利用者負担54円）、10時間以上11時間までは利用料1,072円（利用者負担108円）以降、1時間延長毎に利用料536円（利用者負担54円）最長14時間まで利用料2,680円（負担268円）まで1時間単位で加算されます。

つき へいきん りようしゃ かず どうじぎょうしょ ていいん うわまわ ばあい およ つうしょ かいご じゅう
※月平均の利用者の数が当事業所の定員を上回った場合及び通所介護従

ぎょうしゃ かず じんいん はいち きじゆん したまわ ばあい じょうき きんがく きほん たんいすう
業者の数が人員配置基準を下回った場合は、上記金額のうち基本単位数に

かか よくげつ また よくよく げつ りょうりょう お よ りょうしゃ ふ たん がく
係る翌月(又は翌翌月)の利用料及び利用者負担額は、70/100 となります。

どうじぎょうしょ しょざい たてもの とどう たてもの きよじゅう りようしゃまた どういつ
※当事業所の所在する建物と同一の建物に居住する利用者又は同一の

たてもの かよ りようしゃ にち りょうりょう えん りようしゃ ふ たん
建物から通う利用者は、1日につき利用料が1,007円(利用者負担101

えん げんがく
円)減額されます。

どういつたてもの していつうしょかい ごじぎょうしょ こうぞうじょうまた がいけいじょう いったいてき たてもの
「同一建物」とは、指定通所介護事業所と構造上又は外形上、一体的な建物

をいいます。

きょたく じぎょうしょ あいだ そうげい おこな ば あい かたみち えん りようしゃ ふ たん えん
※居宅と事業所との間の送迎を行わない場合は、片道503円(利用者負担51円)

げんがく
減額されます。

	★2加算	利用料	利用者負担額	算定回数等
かいごど 介護度 による くぶん 区分 なし	入浴介助加算 (Ⅰ) 40単位 (Ⅱ) 55単位	(Ⅰ) 428円 (Ⅱ) 589円	43円 59円	入浴介助を実施した日数
	認知症加算 60単位	643円	65円	サービス提供日数
	口腔・栄養スクリーニング加算 (Ⅰ) 20単位	(Ⅰ) 214円	22円	6ヶ月に1回を 限度
	科学的介護推進体制加算	428円	43円	1ヶ月につき
	サービス提供体制強化加算 (Ⅱ) 18単位	(Ⅱ) 192円	20円	サービス提供日数
	介護職員等処遇改善加算 (Ⅰ)	所定単位数の 92/1000	左記の 1割	基本サービス費に 各種加算・減算を 加えた総単位数 (所定単位数)

※ 個別機能訓練加算は、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、看護職員、

柔道整復師又はあん摩マッサージ師が個別機能訓練計画に基づき、

計画的に行った機能訓練について算定します。

※ 1単位を 10.72円として計算しています

※ (利用料について、事業者が法定代理受領を行わない場合) 上記に係る

利用料は、全額をいったんお支払いただきます。この場合、「サービス提供

証明書」を交付しますので、「領収書」を添えてお住まいの市区町村

(保険者) に居宅介護サービス費の支給(利用者負担額を除く)申請を

行ってください。

4 その他の費用について

<p>① 送迎費</p>	<p>利用者の居宅が、通常の事業の実施地域以外の場合、送迎に要する費用(片道100円)を請求いたします。</p>	
<p>② キャンセル料</p>	<p>サービスの利用をキャンセルされる場合、キャンセルの連絡をいただいた時間に応じて、下記によりキャンセル料を請求させていただきます。</p>	
	<p>前日までのご連絡の場合</p>	<p>キャンセル料は不要です</p>
	<p>当日9時までにご連絡があった場合</p>	<p>食事提供に要する費用を請求いたします。</p>
<p>当日9時までにご連絡のない場合</p>	<p>1提供当りの料金の請求いたします。(食事提供費用も含む)</p>	
<p>※ただし、利用者の病状の急変や急な入院等の場合には、キャンセル料は請求いたしません。</p>		
<p>③ 食事の提供に要する費用</p>	<p>700円(1食当り 食材料費及び調理コスト・おやつ) 運営規程の定めに基づくもの</p>	
<p>④ おむつ代</p>	<p>100円(1枚当り) 運営規程の定めに基づくもの</p>	

5 利用料、利用者負担額（介護保険を適用する場合）その他の費用の請求

及び支払い方法について

<p>① 利用料、利用者負担額（介護保険を適用する場合）、その他の費用の請求方法等</p>	<p>ア 利用料利用者負担額（介護保険を適用する場合）</p> <p>イ 及びその他の費用の額はサービス提供ごとに計算し、利用月ごとの合計金額により請求いたします。</p> <p>ウ 上記に係る請求書は、利用明細を添えて利用月の翌月15日までに利用者あてお届け（郵送）します。</p>
<p>② 利用料、利用者負担額（介護保険を適用する場合）、その他の費用の支払い方法等</p>	<p>ア サービス提供の都度お渡しするサービス提供記録の利用者控えと内容を照合のうえ、請求月の月末までに、下記のいずれかの方法によりお支払い下さい。</p> <p>(ア) 事業者指定口座への振り込み</p> <p>(イ) 利用者指定口座からの自動振替</p> <p>(ウ) 現金支払い</p> <p>イ お支払いの確認をしましたら、支払い方法の如何によらず、領収書をお渡ししますので、必ず保管されますようお願いいたします。（医療費控除の還付請求の際に必要なことがあります。）</p>

※ 利用料、利用者負担額（介護保険を適用する場合）及びその他の費用の

支払いについて、正当な理由がないにもかかわらず、支払い期日から1月

以上遅延し、さらに支払いの督促から20日以内に支払いが無い場合には、

サービス提供の契約を解除した上で、未払い分をお支払いいただくことが
あります

6 サービスの提供にあたって

(1) サービスの提供に先立って、介護保険被保険者証に記載された内容（被
保険者資格、要介護認定の有無及び要介護認定の有効期間）を確認させて
いただきます。被保険者の住所などに変更があった場合は速やかに当事
業者にお知らせください。

(2) 利用者が要介護認定を受けていない場合は、利用者の意思を踏まえて
速やかに当該申請が行われるよう必要な援助を行います。また、居宅介護
支援が利用者に対して行われていない等の場合であって、必要と
認められるときは、要介護認定の更新の申請が、遅くとも利用者が受けて
いる要介護認定の有効期間が終了する30日前にはなされるよう、必要な
援助を行うものとします。

(3) 利用者に係る居宅介護支援事業者が作成する「居宅サービス計画（ケ
アプラン）」に基づき、利用者及び家族の意向を踏まえて、「地域密着型通所
介護計画」を作成します。なお、作成した「地域密着型通所介護計画」は、
利用者又は家族にその内容を説明いたしますので、ご確認いただくよう
お願いします

(4) サービス提供は「地域密着型通所介護計画」に基づいて行ないます。な

お、「地域密着型通所介護計画」は、利用者等の心身の状況や意向などの

変化により、必要に応じて変更することができます

(5) 地域密着型通所介護従業者に対するサービス提供に関する具体的な

指示や命令は、すべて当事業者が行ないますが、実際の提供にあたっては、

利用者の心身の状況や意向に十分な配慮を行ないます。

7 虐待の防止について

(1) 虐待防止に関する責任者を選定しています。

ぎゃくたいぼうし かん せきにんしゃ 虐待防止に関する責任者	かんりしゃ たにさき ちづる 管理者： 谷向 千鶴
-----------------------------------	------------------------------

(2) 成年後見制度の利用を支援します。

(3) 苦情解決体制を整備しています。

(4) 従業者に対する虐待防止を啓発・普及するための研修を実施して
います。

(5) 虐待の防止のための対策を検討する委員会を設立します。

(6) 虐待の防止のための指針を作成します。

8 身体拘束等について

事業者は、原則として利用者に対して身体拘束を行いません。ただし、自傷

他害等のおそれがある場合など、利用者本人または他人の生命・身体に

対して危険が及ぶことが考えられるときは、利用者に対して説明し同意を

得た上で、次に掲げることに留意して、必要最小限の範囲内で行うことが

あります。その場合は、身体拘束を行った日時、理由及び態様等について

の記録を行います。

また事業者として、身体拘束をなくしていくための取り組みを積極的に

行います

(1) 緊急性……直ちに身体拘束を行わなければ、利用者本人また

は他人の生命・身体に危険が及ぶことが考えられる場合に限りま

(2) 非代替性……身体拘束以外に、利用者本人または他人の生命・

身体に対して危険が及ぶことを防止することができない場合に

限りま

(3) 一時性……利用者本人または他人の生命・身体に対して危険

が及ぶことがなくなった場合は、直ちに身体拘束を解きます。

9 秘密の保持と個人情報の保護について

<p>① 利用者及びその家族に関する秘密の保持について</p>	<p>① 事業者は、利用者の個人情報について「個人情報保護に関する法律」及び厚生労働省が策定した「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取り扱いのためのガイドライン」を遵守し、適切な取り扱いに努めるものとします。</p> <p>② 事業者及び事業者の使用する者（以下「従業者」という。）は、サービス提供をする上で知り得た利用者及びその家族の秘密を正当な理由なく、第三者に漏らしません。</p> <p>③ また、この秘密を保持する義務は、サービス提供契約が終了した後においても継続します</p> <p>④ 事業者は、従業者に、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため、従業者である期間及び従業者でなくなった後においても、その秘密を保持すべき旨を、従業者との雇用契約の内容とします。</p>
<p>② 個人情報の保護について</p>	<p>⑤ 事業者は、利用者から予め文書で同意を得ない限り、サービス担当者会議等において、利用者の個人情報を用いません。また、利用者の家族の個人情報についても、予め文書で同意を得ない限り、サービス担当者会議等で利用者の家族の個人情報を</p> <p>② 事業者は、利用者及びその家族に関する</p>

個人情報こじんじょうほうが含まれる記録物ふく きろくぶつ（紙かみによるもの
ほかほか、電磁的記録でんじてき きろくを含む。）ふくについては、善良ぜんりょう
な管理者かんりしやの注意ちゆういをもって管理かんりし、また処分しよぶん
の際さいにも第三者だいさんしやへの漏洩ろうえいを防止ぼうしするものと
します。

- ③ 事業者じぎょうしやが管理かんりする情報じょうほうについては、利用者りようしや
のもともとにおうおうないようないようかいじかいじ
の求めもとに応じてその内容ないようを開示かいじすることと
し、開示かいじの結果けつか、情報じょうほうの訂正ていせい、追加ついかまたは
削除さくじよを求められた場合もとは、遅滞ばあいなく調査ちたいを
おこなおこなりようもくてきりようもくてき たっせいたっせい ひつようひつよう はんいなしはんいなし
行い、利用目的おこなの達成かいじに必要な範囲さいして内で
訂正等ていせいとうを行うものおこなとします。（開示かいじに際して
ふくしゃりようふくしゃりよう ひつようひつよう ばあいばあい りようしやりようしや ふたんふたん
複写料ふくしゃりようなどが必要な場合ひつようは利用者りようしやの負担ふたんと
なります。）

10 職場しよくばにおけるハラスメントほうしの防止ぼうしについて

適切なサービス提供てきせつ ていきようを確保かくほする観点かんてんから、職場しよくばにおいて行われる性的おこな
な言動せいてき又は優越げんどう的な関係げんどうを背景ぎようむじようひつようとした言動そうとうであって業務上必要げんどうかつ相当ぎようむじようひつよう
な範囲はんいを超えたものこにより従業者じゆうぎようしやの就業環境しゆうぎようかんきようが害がいされることを防止ぼうし
するための方針ほうしん（別紙べっし）に則りのつと必要な措置ひつようを講じます。そち こう

きんきゅうじ たいおう ほうほう
11 緊急時の対応方法について

サービス提供中に、利用者に病状の急変が生じた場合その他必要な場合は、速やかに主治の医師への連絡を行う等の必要な措置を講じるとともに、利用者が予め指定する連絡先にも連絡します。

しゅじい しめい しよぞくいりょうきかんめいなど しよざいち でんわばんごう きんむさきおよびけいたい
○主治医：氏名、所属医療機関名等・所在地・電話番号（勤務先及び携帯）

いりょうきかん しゅじい
医療機関： 主治医：

じゅうしょ でんわばんごう
住所： 電話番号：

かぞくなどれんらくさき しめいおよびぞくがら じゅうしょ でんわばんごう じたく きんむさきおよびけいたい
○家族等連絡先：氏名及び続柄、住所、電話番号（自宅、勤務先及び携帯）

しめい ぞくがら
1. 氏名 続柄

じゅうしょ
住所 〒

でんわ けいたい メール
電話（携帯） mail

しめい ぞくがら
2. 氏名 続柄

じゅうしょ
住所 〒

でんわ けいたい メール
電話（携帯） mail

12 事故発生時の対応方法について

利用者に対する指定通所介護の提供により事故が発生した場合は、

市区町村、利用者の家族、利用者に係る居宅介護支援事業者等に連絡を

行うとともに、必要な措置を講じます。

また、利用者に対する指定通所介護の提供により賠償すべき事故が

発生した場合は、損害賠償を速やかに行います。

市区町村：市区町村名、担当部・課名、電話番号

○生野区保健福祉センター地域保健福祉課

介護保険担当 06 (6715) 9859

○天王寺区保健福祉センター地域保健福祉課

介護保険担当 06 (6774) 9859

なお、事業者は、下記の損害賠償保険に加入しています。

保険会社名	株式会社 損害保険ジャパン
保険名	賠償責任保険

13 心身の状況の把握

指定地域密着型通所介護の提供に当たっては、居宅介護支援事業者が

開催するサービス担当者会議、ご家族様との対話を通じて、利用者の心身

じょうきょう お かんきょう ほか ほけんいりょう ふくし
の状況、その置かれている環境、他の保険医療サービスまたは福祉サ
りょうじょうきょうとう はあく つと
ービスの利用状況等の把握に努めるものとします。

14 居宅介護支援事業者等との連携

してい ちいき みつちやくがたつうしょ かいご ていきょう あ きょたく かいご しえんじ ぎょうしやおよ
① 指定地域密着型通所介護の提供に当たり、居宅介護支援事業者及び

ほけん いりょう ふくし ていきょうしや みっせつ れんけい
保健医療サービスまたは福祉サービスの提供者と密接な連携に
つと
努めます。

ていきょう かいし さい じゅうよう じこう せつめい もと さくせい
② サービス提供の開始に際し、この重要事項説明に基づき作成する

ちいき みつちやくがたつうしょ かいご けいかく うつ りょうしや どうい え うえ きょたく
「地域密着型通所介護計画」の写しを、利用者の同意を得た上で居宅
かいご しえん じぎょうしや すみ そうふ
介護支援事業者に速やかに送付します。

ないよう へんこう ばあい ていきょうけいやく
③ サービスの内容が変更された場合またはサービス提供契約が

しゅうりょう ばあい ないよう する しよめん うつ すみ
終了した場合は、その内容を記した書面またはその写しを速やかに
きょたく かいご しえん じぎょうしや そうふ
居宅介護支援事業者に送付します。

15 サービス提供の記録

していつうしょか いご じっし ていきょう きろく おこな
① 指定通所介護の実施ごとに、サービス提供の記録を行うこととし、

きろく ていきょう ひ ねんかんほ ぞん
その記録は、提供の日から5年間保存します。

りょうしや じぎょうしや たい ほぞん ていきょうきろく えつらん およ
② 利用者は、事業者に対して保存されるサービス提供記録の閲覧及び

ふくしやぶつ こうふ せいきゆう
複写物の交付を請求することができます

16 業務継続計画の策定等

1 かんせんしょう かか ぎょうむけいぞくけいかく および さいがい か か ぎょうむけいぞくけいかく さくせい
(1) 感染症に係る業務継続計画及び災害に係る業務継続計画を作成します。

かんせんしょう およ さいがい かかわ けんしゅう ていきてき ねん かいじょう おこな
(2) 感染症及び災害に係る研修を定期的（年1回以上）に行います。

3 かんせんしょう さいがい はっせい ばあい じんそく こうどう くんれん
(3) 感染症や災害が発生した場合において迅速に行動できるよう、訓練を
じっし
実施します。

17 非常災害対策

じぎょうしょ さいがいたいさく かん たんとうしゃ ぼうかかんりしゃ お ひじょうさいがいたいさく
① 事業所に災害対策に関する担当者（防火管理者）を置き、非常災害対策
かん と く おこな
に関する取り組みを行います。

さいがいたいさく かん たんとうしゃ ぼうかかんりしゃ
災害対策に関する担当者（防火管理者）

しめい かんりしゃ たにさき ちづる
氏名：（ 管理者：谷向 千鶴 ）

ひじょうさいがい かん ぐたいてき けいかく た ひじょうさいがいじ かんけいき かん つうほう
② 非常災害に関する具体的計画を立て、非常災害時の関係機関への通報
およ れんけい たいせい せいび ていきてき こうしん じゅうぎょういん しゅうち
及び連携体制を整備し、それらを定期的に更新し従業員に周知しま
す。

ていきてき ひなん きゅうしゅつ た ひつよう くんれん おこな
③ 定期的に避難、救出その他必要な訓練を行います。

ひなんくんれんじっし じき まいとし かいじょう
避難訓練実施時期：（毎年1回以上）

※ 災害発生時のサービス提供については別紙のとおり。

18 衛生管理等

- (1) 感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会
を設立します。
- (2) 感染症の予防及びまん延の防止のための指針を作成します。
- (3) 感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練を実施し
ます。
- (4) 従業者の清潔の保持及び健康状態について、必要な管理を
行います。
- (5) 事業所の設備及び備品等について、衛生的な管理に努めます。

19 地域との連携

- ① サービスの提供にあたっては利用者、利用者の家族、地域住民の代表、
地域包括支援センターの職員、地域密着型通所介護について知見を
有する者等により構成される運営推進会議を設置し、おおむね6月に
1回以上、運営推進会議による評価を受けるとともに、運営推進会議か
ら必要な要望、助言等を聴く機会を設けます。
- ② 運営推進会議の記録を作成するとともに、当該記録を公表します。

20 指定地域密着型通所介護サービス内容の見積もりについて

○ このサービス内容の見積もりは、あなたの居宅サービス計画に沿って、事前にお伺いした日常生活の状況や利用の意向に基づき作成したものです。

(1) 提供予定の指定通所介護の内容と利用料、利用者負担額（介護保険を適用する場合）

曜日 日	提供 時間帯	サービス内容			利用料	利用者 負担額
		送迎	入浴	食事 提供 保険適用外		
げつ 月	～				円	円
か 火	～				円	円
すい 水	～				円	円
もく 木	～				円	円
きん 金	～				円	円
1週間当たりの利用料、利用負担額（見積もり）合計額					円	円

(2) その他の費用

① 送迎費の有無	無し
② キャンセル料	重要事項説明書4-②のとおり

③ 食事の提供に 要する費用	700円 (おやつ代100円含む)
④おむつ代	100円

(3) 1か月当りのお支払い額（利用料、利用者負担額（介護保険を適用する場合）とその他の費用の合計）の目安

お支払い額の目安	円
----------	---

※ ここに記載した金額は、この見積りによる概算のものです。実際のお支払いは、サービス内容の組み合わせ、ご利用状況などにより変動します。

※ この見積り有効期限は、説明の日から1か月以内とします。

21 サービス提供に関する相談、苦情について

(1) 苦情処理の体制及び手順

○提供した指定通所介護に係る利用者及びその家族からの相談及び

苦情を受け付けるための窓口を設置します。

事業者の苦情等の対応窓口

よりあい処菜の花

TEL 06 (6716) 7055 FAX 06 (6716) 7089

(相談担当者) 管理者 谷向 千鶴

くじょう ば あい そうだんたんとうしゃ あいてがた れんらく と
○苦情があった場合は、ただちに相談担当者が相手方に連絡を取り、
ちやくせつほうもんとう おこな くわ じじょう き かんけいしゃ じじょう
直接訪問等を行い詳しい事情を聴くとともに、関係者からも事情を
かくにん よくじつ たいおう おこな つと
確認し、翌日までには対応を行うよう努める。

くじょうもうしたて まどぐち
(2) 苦情申立の窓口

<p>じぎょうしゃ まどぐち 【事業者の窓口】</p> <p>どころな の は な よりあい処菜の花</p> <p>たにさき ちづる 谷向 千鶴</p>	<p>しよざいち おおさかしいくのくかつやまきた 所在地 大阪市生野区勝山北</p> <p>にちょうめ ばん ごう 二丁目11番22号</p> <p>でんわばんごう 電話番号 06 (6716) 7055</p> <p>ばんごう ファックス番号 06 (6716) 7089</p> <p>うけつけじかん じ じ ぶん 受付時間 9時～17時15分</p>
<p>くやくしよ まどぐち 【区役所の窓口】</p> <p>いくのくほけんふくし 生野区保健福祉センター</p> <p>ちいきほけんふくしか 地域保健福祉課</p> <p>かigoほけん たんとう 介護保険 担当</p>	<p>しよざいち おおさかしいくのくかつやまみなみ 所在地 大阪市生野区勝山南</p> <p>さんちょうめ ばん ごう 三丁目1番19号</p> <p>でんわばんごう 電話番号 06 (6715) 9859</p> <p>ばんごう ファックス番号 06 (6717) 1160</p> <p>うけつけじかん じ じ ぶん 受付時間 9時～17時30分</p>
<p>くやくしよ まどぐち 【区役所の窓口】</p> <p>てんのうじくほけんふくし 天王寺区保健福祉センター</p> <p>ちいきほけんふくしか 地域保健福祉課</p> <p>かigoほけん たんとう 介護保険 担当</p>	<p>しよざいち おおさかしてんのうじくしんぼういんちよう 所在地 大阪市天王寺区真法院町</p> <p>ばん ごう 20番33号</p> <p>でんわばんごう 電話番号 06 (6774) 9859</p> <p>ばんごう ファックス番号 06 (6772) 4904</p> <p>うけつけじかん じ じ ぶん 受付時間 9時～17時30分</p>
<p>しやくしよ まどぐち 【市役所の窓口】</p> <p>おおさかしふくしきよくこうれいしきくぶかいご 大阪市福祉局高齢施策部介護</p> <p>ほけんか 保険課</p> <p>してい しどう (指定・指導グループ)</p>	<p>おおさかし ちゅうおうく せんば ちゅうおう ちようめ 大阪市中央区船場中央3丁目</p> <p>ばん 1番7-331</p> <p>でんわばんごう 電話番号 06 (6241) 6310</p> <p>ばんごう ファックス番号 06 (6241) 6608</p> <p>うけつけじかん じ じ ぶん 受付時間 9時～17時30分</p>
<p>こうてきだんたい まどぐち 【公的団体の窓口】</p> <p>おおさかふくみんけんこう 大阪府国民健康</p> <p>ほけんだんたいれんごうかい 保険団体連合会</p>	<p>しよざいち おおさかしちゅうおうくときわちよう 所在地 大阪市中央区常磐町</p> <p>いっちょうめ ばん ごう 一丁目3番8号</p> <p>ちゅうおうおどお ない 中央大通りFNビル内</p> <p>でんわばんごう 電話番号 06 (6949) 5418</p> <p>ファックスばんごう FAX番号 06 (6949) 5417</p> <p>うけつけじかん じ じ ぶん 受付時間 9時～17時30分</p>

だいさんしゃひょうか じっしじょうきょう
22 第三者評価の実施状況

じっし う む 実施の有無	な 無し
じっし ちよつきん ねんがっぴ 実施した直近の年月日	ねん 年 つき 月 にち 日
じっし ひょうかきかん じょうきょう 実施した評価機関の状況	
ひょうかけっか かいじじょうきょう 評価結果の開示状況	

じゅうようじ こうせつめいしょ がいようとう とうがいじむしょ み ぼしょ
23 この重要事項説明書の概要等については、当該事務所の見やすい場所
 けいじ とうがいじむしょ ほうじん また
に掲示するとともに、当該事務所のウェブサイト（法人ホームページ等又
 じょうほうこうひょう じょう けいさい こうひょう
は情報公表システム上）に掲載・公表します。

24 重要事項説明の年月日

<small>じゅうようじ こうせつめい ねん がっぴ</small> この重要事項説明書の説明 <small>ねん がっぴ</small> 年月日	<small>ねん</small> 年	<small>がっ</small> 月	<small>にち</small> 日
---	-------------------------------	-------------------------------	-------------------------------

上記内容について、「おおさかし してい きやたく 大阪市指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び
うんえい かん きじゆん とう さだ じょうれい へいせい ねん おおさかし じょうれいだい ごう きてい
 運営に関する基準等を定める条例（平成25年大阪市条例第27号）」の規定
もとづき りようしゃ せつめい おこな
 に基づき、利用者に説明を行いました。

<small>じぎょうしゃ</small> 事業者	<small>しよ ざい ち</small> 所在地	<small>おおさか ふう おおさか しいく の くかつ やまきた に ちょうめ ばん ごう</small> 大阪府大阪市生野区勝山北二丁目11番22号
	<small>ほ うじん めい</small> 法人名	<small>いりょうほうじん なのはなかい</small> 医療法人 菜の花会
	<small>だいひょうしゃ めい</small> 代表者名	<small>りじちよう やまでら しんいち いん</small> 理事長 山寺 慎一 印
	<small>じぎょうしよ めい</small> 事業所名	<small>どころな の は な</small> よりあい処菜の花
	<small>せつめい しゃし めい</small> 説明者氏名	<small>いん</small> 印

じょうきないよう せつめい じぎょうしゃ たし う
 上記内容の説明を事業者から確かに受けました。

<small>りようしゃ</small> 利用者	<small>じゅうしよ</small> 住所	
	<small>し めい</small> 氏名	<small>いん</small> 印

<small>だいにん</small> 代理人	<small>じゅう しよ</small> 住所	
	<small>し めい</small> 氏名	<small>いん</small> 印